

# 北野第二団地自治会規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、北野第二団地自治会と称し、事務所は、北野第二団地自治会会長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、地域住民の親睦を図り、相互に協力して生活環境を整備し、安心、安全、住みよい地域環境を形成して、住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(地域)

第3条 この会の対象地域は、北野7条3丁目、北野6条3丁目及び北野5条3丁目（北野グリーンタウン自治会及び北野町内会の対象地域を除く）とする。

(事業)

第4条 前第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員及び家族相互の親睦を図ること
- (2) 会員の福祉厚生及び保健衛生に関すること
- (3) 青少年の健全育成に関すること
- (4) 交通安全、防犯及び防災に関すること
- (5) 公共施設等の整備促進に関すること
- (6) 各事業の運営上必要な事項及び組織の設置に関すること
- (7) その他目的達成に必要なこと

## 第2章 会員

(会員)

第5条 この会は、前第3条に定める地域に居住する世帯で構成する。会員は、1世帯を1会員とする。但し、2世帯以上が同居する場合は、原則として1世帯とみなす。なお、同一敷地内の2戸建の2世帯であっても、1世帯とみなす。

(賛同会員)

第6条 前第3条の対象地域の店舗、事務所、集合住宅等の代表者又は管理者で、この会の目的に賛同する者を賛同会員とする。

(入会・退会等)

第7条 この会に入会しようとする者は、様式1により自治会長に届け出るものとする。

2. 会員がこの会の対象地域に住所を有しなくなった場合、様式2により届出した届出の有無にかかわらず自然退会とする。

## 第3章 組織

(区・班の設置)

第8条 この会の円滑な運営を図るため、対象地域を区分して、区及び班を設置する。

(部の設置)

第9条 前第2条の目的を達成するために、次のとおり部を設置し、業務を定める。

(1) 総務部

- ・ この会の運営に関する総括的事項
- ・ 事業計画に関する事項
- ・ 渉外、広報及び各部との連絡調整に関する事項
- ・ 他の部に属しない事項

(2) 財政部

- ・ この会の予算及び決算に関する事項
- ・ 会費等の収入、諸経費の支出等の出納に関する事項
- ・ その他この会の財政運営上必要とする事項

(3) 福祉厚生部

- ・ 会員及び家族の福祉厚生に関する事項
- ・ 敬老の事業に関する事項
- ・ 集団資源回収
- ・ 福祉推進委員会に関する事項
- ・ 食を楽しむ会に関する事項

(4) 生活安全対策部

- ・ 災害対策に関する事項
- ・ 防犯及び街路灯（防犯灯）管理に関する事項
- ・ 交通安全対策、道路状況及び除排雪の協力に関する事項
- ・ 災害対策委員会に関する事項
- ・ 自治会防災会に関する事項

(5) 体育青少年部

- ・ 青少年の健全育成に関する事項
- ・ 子どものための各種事業に関する事項
- ・ 成人祝に関する事項
- ・ その他一般体育の奨励に関する事項
- ・ 子どもを守る会に関する事項

(6) 女性部

- ・ 各種募金協力に関する事項
- ・ 高齢者及び青少年を対象とする各種事業への協力に関する事項
- ・ フラワー倶楽部に関する事項
- ・ その他、女性に係わる諸活動に関する事項

(7) 環境衛生部

- ・ 地域内の環境整備、清掃及び公園管理に関する事項
- ・ ごみステーションに関する事項
- ・ グリーン倶楽部協力隊に関する事項
- ・ その他環境衛生に関する事項

(委員会等の設置)

第10条 この会の事業を円滑に行うため、次の委員会等を設置する。

- (1) 福祉推進委員会
- (2) 自治会防災会(災害対策委員会)
- (3) 子どもを守る会
- (4) フラワー倶楽部
- (5) グリーン倶楽部
- (6) 食を楽しむ会
- (7) 役員選考委員会(設置は、随時行う)

その他必要に応じて委員会等を設置することができる。

## 第4章 役員等

(役員及び特任協力員)

第11条 この会に、役員及び特任協力員を置く。

1. 役員は、会長 1名、副会長 2名、部長 7名、副部長 若干名、区長 4名とする。
2. 会長は専門的な知識技能を有し、自治会活動に必要と認められた者を役員会の承認を得て、特任協力員として委嘱することができる。
3. 特任協力員は、顧問と兼務することが出来る。

(役員及び特任協力員の職務)

第12条 各役員及び特任協力員の職務を次のとおり定める。

- (1) 会長は、この会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。副会長に欠員が生じた場合には、部長職にある者が互選により選出し、また、事故等により職務に従事できない場合には、暫定的に総務部長、財政部長の何れかが兼務するものとする。
- (3) 部長は、前第9条の当該部を統括する。但し、必要ある場合は、当該部門の職務にかかわらず各部々長が協力して、円滑な運営に努めるものとする。
- (4) 削除
- (5) 区長は、次の職務を行う。
  - ・区内班長との連携を密にして、意思疎通及び連絡調整を行い、この会の運営が円滑に行われることに努める。
  - ・会費等の集金、取りまとめを行い、財政部長に納入する。
  - ・この会の回覧、文書等を班長に配付する。
  - ・その他、この会の運営に必要なこと。
- (6) 特任協力員は会長の指示を受け、自治会業務全般又は特定の業務について職務を行うとともに、職務遂行にあたっては関係役員と連携を取りその指示に従うものとする。

(班長)

第13条 この会に、班毎に班長を1名置く。

(班長の職務)

第 14 条 班長の職務をつぎのとおり定める。

- (1) 班内の親睦を図り、班内の動静の把握に努める。
- (2) 班内の意見を集約し、役員会に連絡すると共に、役員会からの連絡事項等を班内に周知する。
- (3) 会費等を集金し区長に届ける。
- (4) この会の回覧、文書等を班内に配付し、必要であれば調査のための回収文書を取りまとめる。
- (5) その他、この会の運営に必要なこと。

(評議員の指定)

第 15 条 この班に、評議員を置く。

2. 評議員は、各班から 1 名とし、班長をもってこれに充てる。
3. 評議員は、班を代表する。

(役員及び班長の選出)

第 16 条 この会の班長及び役員の選出は、次のとおり行うものとする。

- (1) 班長は、原則として輪番により各班で選出する。但し、健康状態、家族構成を考慮して行うものとする。
- (2) 区長は、別に定める年度別割当表により各班から選出する。
- (3) 会長、副会長、部長及び副部長は、各班からの推薦者、会員個人からの特別推薦者、役員の留任者及び別に定める班のブロック割り推薦者により選出する。選出された者の担当職務については、候補者会議において協議し決定する。また、会長及び副会長を選出するために、必要に応じて役員選考委員会を設置することができる。
- (4) 上記(2)及び(3)について、役員会を経由して評議員会に提議する。

(役員及び班長、特任協力員の任期)

第 17 条 この会の役員及び班長、特任協力員の任期は、評議員会から次期評議員会までの 1 年間とする。但し、再任は妨げないものとする。

2. 役員及び班長に欠員が生じて補充した場合の任期は、前任者の残りの期間とする。
3. 前 1 項及び 2 項の規定にかかわらず、前任者は、任期満了後も後任者が選出されるまでは、その任務を継続する。

(会計監査)

第 18 条 この会に会計監査をおく。会計監査は 2 名とする。

(会計監査の職務)

第 19 条 会計監査は、会計を監査しその結果を評議員会に報告する。

(会計監査の選出)

第 20 条 会計監査の選出は、前年度役員及び会員の互選とし、評議員会において承認する。

(会計監査の任期)

第 21 条 会計監査の任期は 1 年とし、その再任は妨げない。

(相談役及び顧問)

第 22 条 この会に、相談役及び顧問を置くことができる。

2. 相談役及び顧問は、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員等の事務手当)

第 22 条の 1 第 11 条 1 項及び 2 項に規定する役員、特任協力員及び第 13 条に規定する班長、並びに、第 19 条及び第 22 条に規定する会計監査、相談役、顧問の事務手当は別に定める。

## 第 5 章 会議

(会議の種類)

第 23 条 この会に、次の会議を置く。

- (1) 評議員会 この会の総会に代わる最高の決議機関であり、評議員、役員及び会計監査並びに顧問、相談役で構成する。
- (2) 役員会 評議員会に次ぐ決議機関であり役員で構成する。
- (3) 部長会 会長、副会長及び部長で構成する。但し、会長は、案件に応じて区長等を参加させ意見を聞くことが出来る。

(評議員会)

第 24 条 評議員会は、会長が招集し、年に 1 回、4 月に開催する。

但し、会長が必要と認めたとき、又は構成員の 3 分の 1 以上の請求があったときは、随時開催する。

2. 会議は、構成員の過半数の出席で成立し、会議の決議は、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長が決議する。
3. 会議の出席は、構成員に出席困難な事由があるときは、同居家族の代理によるか又は、委任状の提出による。
4. 会議の議長は、出席の評議員から選出する。
5. 会議の決議事項は、次のとおりとする。
  - (1) 規約の改廃に関する事項
  - (2) 自治会費の額、負担方法及び支払方法に関する事項
  - (3) 収支予算、決算に関する事項
  - (4) 事業計画、事業報告に関する事項
  - (5) 役員の選出に関する事項
  - (6) その他、この会の運営に関する重要事項

(役員会)

第 25 条 役員会は、会長が招集し、原則として月 1 回開催する。

但し、会長が必要と認めたとき、又は構成員の 3 分の 1 以上の請求があったときは、随時開催する。

2. 会議は、構成員の過半数の出席で成立し、会議の決議は、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長が決議する。
3. 会議の議長は、総務部長が務めるものとする。
4. 会議は、次の事項を審議する。
  - (1) 評議員会に提案する事項
  - (2) この会の事業遂行に関する事項

(3) その他、この会の運営に関する事項

5. 特任協力員は役員会への出席はせず、会長から特別に意見を求められた場合のみ出席するものとする。

(部長会)

第 26 条 部長会は、会長が必要と認めたときに招集し、開催する。

2. 会議の議長は、会長が務めるものとする。

3. 会議は、次の事項を審議する。

(1) 役員会に提案する事項

(2) 役員を選出に関する事項

(3) その他、この会の運営に関する事項

## 第 6 章 慶弔・表彰

(慶事・表彰)

第 27 条 この会の会員及びその家族の慶事については、祝意と共に金品を贈呈し、又運営に伴う功労者等に対しては、表彰状及び副賞を授与するものとし、それらの対象は次のとおりとする。

1. 慶事

(1) 出産祝は、様式 3 による届出会員には 10,000 円、同居の家族には、5,000 円 とする。

(2) 小学校入学祝は、5,000 円とする。

(3) 成人祝は、会員の同居家族に 3,500 円相当の品物とする。

なお、贈呈対象者は、学齢方式による年齢に該当することとする。

(4) 敬老祝は、会員又は同居家族に 1,500 円相当の品物とする。なお、敬老祝贈呈の対象年齢は、満年齢の 70 歳（古希）、77 歳（喜寿）、80 歳（傘寿）、88 歳（米寿）、90 歳（卒寿）及び 99 歳（白寿）とする。

2. 表彰

会長は、この会の運営及び活動において顕著な功労が認められる者、並びに、他の会員の模範となる次の者に対し、役員会の推薦により賞状及び記念品等を贈り表彰することができる。

(1) この会の役員として 15 年以上従事し、功労が認められる者。

(2) この会が設けた委員会、倶楽部等において功労が認められる者。

(3) 会員及びその家族あつては、会員の模範となる善行をなし、又は、有益な物品等の寄贈をした者。

(弔慰)

第 28 条 この会の会員及びその同居家族が死亡したときは、次のとおり弔慰金を贈り、代表者が葬儀に参列するものとする。

(1) 会員及びその配偶者には、10,000 円とする。

(2) 会員の配偶者以外の同居家族には、5,000 円とする。

## 第7章 会 計

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第30条 財政部は、前年度の収支決算報告書を作成し、役員会で審議の後、監査を受けて、これを評議員会に報告する。

(経費)

第31条 この会の経費は、自治会費、各種助成金及びその他収入をもってこれに充てる。

(自治会費)

第32条 一会員（1世帯、店舗、事務所等）あたり1カ月400円とし、6カ月ずつの2回分納又は年一括払いとする。但し、特別な事由がある場合は、その都度役員会が決定し、減額又は分納回数を変更することができる。なお、年度途中で入会した場合には、入会の翌月から徴収する。年度途中で退会した場合には、前納分のうち退会の翌月以降分を返戻する。

2. 臨時会費は、特別な事由がある場合に、その都度役員会において決定する。

(帳簿)

第33条 財政部は、この会の経理及び金銭の収支に関する帳簿類を整備し、会員の請求があれば閲覧させなければならない。

## 第8章 その他

(帳簿等の保存)

第34条 この会の帳簿等は、次の期間保存する。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 協定書、契約書等      | 永久  |
| (2) 会計簿、領収書等      | 10年 |
| (3) 行政への提出書類等     | 10年 |
| (4) 事業遂行、通常活動の書類等 | 5年  |

(個人情報保護の取扱い並びに助け合い台帳)

第35条 この会が行う活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱い規定」に定め、適正に運用するものとする。

2 「助け合い台帳」制定に伴う個人情報の取扱は、北野第二団地自治会「助け合い台帳」運用要領に準拠し、当該要領に定めのない場合に限り本条を適用するものとする。

(雑則)

第36条 この会の運営に必要な規定及び簡易事項について、この規約に定めがない場合は、役員会において決定する。

2 この規約に定めるものの他、必要に応じて細則を定めることができる。

付則

・この規約の施行 昭和51年11月27日

- ・昭和 51 会計年度は、昭和 51 年 1 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日までとする。
- ・一部改定 昭和 52 年 4 月 1 日
- ・一部改定 昭和 59 年 4 月 1 日
- ・一部改定 昭和 62 年 4 月 1 日
- ・一部改定 平成 6 年 4 月 10 日
- ・全面改定 平成 10 年 4 月 12 日
- ・一部改定 平成 16 年 4 月 11 日
- ・一部改定 平成 18 年 4 月 10 日
- ・一部改定 平成 20 年 4 月 14 日
- ・一部改定 平成 21 年 4 月 12 日
- ・一部改定 平成 25 年 4 月 14 日
- ・一部改定 平成 25 年 4 月 14 日
- ・一部改定 平成 27 年 2 月 1 日
- ・全面改定 平成 27 年 4 月 26 日
- ・一部改定 平成 28 年 4 月 23 日
- ・一部改定 平成 29 年 4 月 16 日
- ・一部改正 平成 31 年 4 月 20 日 専任副会長の設置及び副区長廃止、並びに、「助け合い台帳」の施行は令和 2 年 4 月 1 日とする。
- ・一部改正 令和 3 年 4 月 12 日 役員等事務手当条項及び表彰条項等の一部改正、並びに、事務手当支給細則の施行は令和 3 年 4 月 1 日とする。

## 細則一覧

- 細則 1 北野第二団地自治会福祉推進委員会細則
- 細則 2 北野第二団地自治会防災会（災害対策委員会）細則
- 細則 3 北野第二団地自治会子どもを守る会細則
- 細則 4 北野第二団地自治会フラワー倶楽部実行委員会細則
- 細則 5 北野第二団地自治会グリーン倶楽部細則
- 細則 6 北野第二団地食を楽しむ会細則
- 細則 7 北野第二団地自治会役員選考委員会細則
- 細則 8 北野第二団地自治会個人情報取扱い規定
- 細則 9 北野第二団地自治会「助け合い台帳」運用要領
- 細則 10 北野第二団地自治会役員等事務手当の支給に関する細則